

第3セクターのクーポン券取扱いについて

第3セクターについては以下に該当する場合はクーポン券の対象外といたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の自治体が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の自治体が所有している中小企業
- 自治体の職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

長野県